

TAIYO YUDEN

第 78 期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日(木曜日)午後2時
(受付開始 午後1時)

開催場所

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス
(KITTE 4階) ホール

決議事項(議案)

- 第1号議案：剰余金の配当の件
- 第2号議案：取締役8名選任の件
- 第3号議案：監査役2名選任の件
- 第4号議案：取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案：取締役に対するストックオプション報酬額
及び内容の改定の件



郵送及びインターネットによる議決権行使期限

2019年6月26日(水曜日)午後5時まで

太陽誘電株式会社 証券コード：6976

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を開催いたしますので、
ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様のご来場を心よりお待ちしております。
今後とも皆様の変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。

2019年6月6日

太陽誘電株式会社
代表取締役社長 登坂 正一

株主の皆様におかれましては、以下の3つの方法でご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける方

1 会場での議決権行使



☞ 詳細は3ページ

当日ご出席いただけない方

2 郵送による議決権行使



☞ 詳細は3ページ

3 インターネットによる 議決権行使



☞ 詳細は4ページ

招集ご通知

第78期定時株主総会招集ご通知

日時	2019年6月27日(木曜日)午後2時(受付開始 午後1時)
場所	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー ホール&カンファレンス(KITTE 4階)ホール
目的事項	報告事項 第78期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告の内容、 連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容の改定の件

以下の書類につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類及び以下の書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

- 「新株予約権等に関する事項」
- 「株式会社の支配に関する基本方針」
- 「連結計算書類の連結注記表」
- 「計算書類の個別注記表」

本招集ご通知発送後、株主総会開催日の前日までに株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.yuden.co.jp/>

以上

議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。
以下の3つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

1

会場での議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



開催日

2019年6月27日

開会

午後2時

受付

午後1時

- 会場内での撮影・録音はご遠慮ください。
- 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。
- 当社グループの製品展示会場を設けておりますので、是非お立ちください。
- お土産は、ご出席の株主様お一人につき1個とさせていただきますのでご了承ください。

2

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。



行使期限

2019年6月26日 午後5時必着

議決権行使書用紙の記入方法のご案内

議決権行使書		議決権行使欄					お願い	
太陽誘電株式会社 印中	株主番号	議案	議案	議案	議案	議案	1	
○	○	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	2	
○	○	議案	議案	議案	議案	議案	3	
○	○	○	○	○	○	○	4	
○	○	○	○	○	○	○	5	
○	○	○	○	○	○	○	6	
○	○	○	○	○	○	○	7	
○	○	○	○	○	○	○	8	
○	○	○	○	○	○	○	9	
○	○	○	○	○	○	○	10	
○	○	○	○	○	○	○	11	
○	○	○	○	○	○	○	12	
○	○	○	○	○	○	○	13	
○	○	○	○	○	○	○	14	
○	○	○	○	○	○	○	15	
○	○	○	○	○	○	○	16	
○	○	○	○	○	○	○	17	
○	○	○	○	○	○	○	18	
○	○	○	○	○	○	○	19	
○	○	○	○	○	○	○	20	
○	○	○	○	○	○	○	21	
○	○	○	○	○	○	○	22	
○	○	○	○	○	○	○	23	
○	○	○	○	○	○	○	24	
○	○	○	○	○	○	○	25	
○	○	○	○	○	○	○	26	
○	○	○	○	○	○	○	27	
○	○	○	○	○	○	○	28	
○	○	○	○	○	○	○	29	
○	○	○	○	○	○	○	30	
○	○	○	○	○	○	○	31	
○	○	○	○	○	○	○	32	
○	○	○	○	○	○	○	33	
○	○	○	○	○	○	○	34	
○	○	○	○	○	○	○	35	
○	○	○	○	○	○	○	36	
○	○	○	○	○	○	○	37	
○	○	○	○	○	○	○	38	
○	○	○	○	○	○	○	39	
○	○	○	○	○	○	○	40	
○	○	○	○	○	○	○	41	
○	○	○	○	○	○	○	42	
○	○	○	○	○	○	○	43	
○	○	○	○	○	○	○	44	
○	○	○	○	○	○	○	45	
○	○	○	○	○	○	○	46	
○	○	○	○	○	○	○	47	
○	○	○	○	○	○	○	48	
○	○	○	○	○	○	○	49	
○	○	○	○	○	○	○	50	
○	○	○	○	○	○	○	51	
○	○	○	○	○	○	○	52	
○	○	○	○	○	○	○	53	
○	○	○	○	○	○	○	54	
○	○	○	○	○	○	○	55	
○	○	○	○	○	○	○	56	
○	○	○	○	○	○	○	57	
○	○	○	○	○	○	○	58	
○	○	○	○	○	○	○	59	
○	○	○	○	○	○	○	60	
○	○	○	○	○	○	○	61	
○	○	○	○	○	○	○	62	
○	○	○	○	○	○	○	63	
○	○	○	○	○	○	○	64	
○	○	○	○	○	○	○	65	
○	○	○	○	○	○	○	66	
○	○	○	○	○	○	○	67	
○	○	○	○	○	○	○	68	
○	○	○	○	○	○	○	69	
○	○	○	○	○	○	○	70	
○	○	○	○	○	○	○	71	
○	○	○	○	○	○	○	72	
○	○	○	○	○	○	○	73	
○	○	○	○	○	○	○	74	
○	○	○	○	○	○	○	75	
○	○	○	○	○	○	○	76	
○	○	○	○	○	○	○	77	
○	○	○	○	○	○	○	78	
○	○	○	○	○	○	○	79	
○	○	○	○	○	○	○	80	
○	○	○	○	○	○	○	81	
○	○	○	○	○	○	○	82	
○	○	○	○	○	○	○	83	
○	○	○	○	○	○	○	84	
○	○	○	○	○	○	○	85	
○	○	○	○	○	○	○	86	
○	○	○	○	○	○	○	87	
○	○	○	○	○	○	○	88	
○	○	○	○	○	○	○	89	
○	○	○	○	○	○	○	90	
○	○	○	○	○	○	○	91	
○	○	○	○	○	○	○	92	
○	○	○	○	○	○	○	93	
○	○	○	○	○	○	○	94	
○	○	○	○	○	○	○	95	
○	○	○	○	○	○	○	96	
○	○	○	○	○	○	○	97	
○	○	○	○	○	○	○	98	
○	○	○	○	○	○	○	99	
○	○	○	○	○	○	○	100	

第2号議案、第3号議案について

- 全員賛成の場合 → 「賛」に○印
- 全員反対の場合 → 「否」に○印
- 一部候補者に反対の場合 → 「賛」に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

3

インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイトにて議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

行使期限 2019年6月26日 午後5時

① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

② ログイン



議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

③ パスワードの変更



議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力後、「ご使用になる新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



暗号化通信により、第三者による改ざん・なりすましを防いでいますので、安心してご利用いただけます。また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

インターネットによる議決権行使に際してご了承いただく事項

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、本招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- (2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行します。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダ接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使に必要なパソコンのご利用環境については、議決権行使サイトの記載をご確認ください。
- (5) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (6) インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部インターネットヘルプダイヤル

フリーダイヤル **0120-768-524** 受付時間 9:00～21:00(土日・祝日を除く。)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めることを基本とする方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき11円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

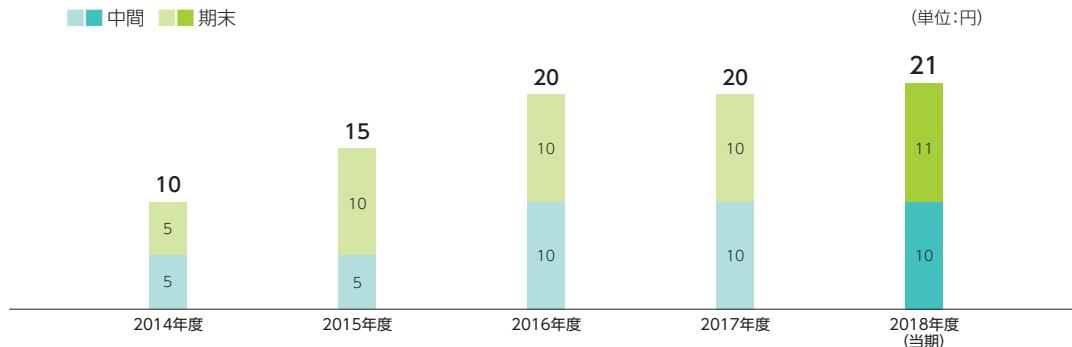
当社普通株式1株につき 11円
総額 1,404,287,335円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

▶ 1株当たり配当金の推移

■ 中間 ■ 期末



剰余金の配当等に関する基本方針については、30頁をご覧ください。▶

第2号議案

取締役8名選任の件

現在の取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社グループのさらなる事業拡大を見据えて経営体制を強化し、またコーポレートガバナンス強化のため取締役を2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては委員長を独立社外取締役とする任意の指名委員会に諮問し、その答申を踏まえ提案しております。

候補者番号	氏名		地位・担当	取締役会出席回数	取締役在任年数
1	とさかしょういち 登坂 正一	再任	代表取締役社長 開発・技術担当	100% (18回/18回)	13年
2	ますやましんじ 増山 津二	再任	取締役専務執行役員 経営企画担当	100% (18回/18回)	6年
3	させかつや 佐瀬 克也	再任	取締役専務執行役員 電子部品事業担当	100% (18回/18回)	3年
4	たかはしおさむ 高橋 修	再任	取締役常務執行役員 複合デバイス事業担当	100% (18回/18回)	8年
5	うめざわかずや 梅澤 一也	新任	常務執行役員 営業、新事業推進担当	—	—
6	ひらいわまさし 平岩 正史	再任 社外 独立	社外取締役(独立役員)	100% (18回/18回)	3年
7	こいけせいいち 小池 精一	再任 社外 独立	社外取締役(独立役員)	100% (13回/13回)	1年
8	はまだえみこ 浜田 恵美子	新任 社外 独立 女性	—	—	—

(注1) 地位・担当は、本招集ご通知発送時のものであります。

(注2) 取締役在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。

(注3) 小池精一氏の取締役会出席回数につきましては、2018年6月28日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

株主総会参考書類

1	と ざ か し ょ う い ち 登坂 正一	所有する当社株式の数	取締役会への出席状況	取締役在任年数
	(1955年8月5日生)	13,700株	100%	13年



再任

略歴・地位・担当

1979年3月 当社入社
 2006年6月 当社取締役上席執行役員
 2007年4月 当社専務取締役上席執行役員
 2010年7月 当社取締役専務執行役員
 2012年6月 当社取締役常務執行役員
 2015年4月 当社取締役専務執行役員
 2015年10月 当社代表取締役専務執行役員
2015年11月 当社代表取締役社長 開発・技術担当(現)

取締役候補者とした理由

生産部門、開発・技術部門、品質保証部門、事業企画部門等の幅広い分野で経営に携わり、経営者及び技術者として豊富な経験と実績を有しております。当社の代表取締役社長就任以来、高収益体質に向けたビジネスモデルの変革に邁進し、次のステージへ牽引するべく強力なリーダーシップを発揮し、企業価値向上へ努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくため最高経営責任者として経営の指揮をとり、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

(注)登坂正一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2	ま す や ま し ん じ 増山 津二	所有する当社株式の数	取締役会への出席状況	取締役在任年数
	(1957年2月28日生)	4,600株	100%	6年



再任

略歴・地位・担当

1980年3月 当社入社
 2004年1月 当社執行役員
 2011年7月 当社上席執行役員
 2013年6月 当社取締役上席執行役員
 2015年4月 当社取締役常務執行役員
**2018年6月 当社取締役専務執行役員 経営企画担当
 経営企画本部 本部長(現)**

取締役候補者とした理由

当社入社以来、生産システム開発、技術部門、事業部門等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役専務執行役員として、経営企画を統括し、円滑な会社運営やリスク低減、コーポレートガバナンスの向上等に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

(注)増山津二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3

さ せ かつ や
佐瀬 克也

(1964年1月12日生)

所有する当社株式の数

4,400株

取締役会への出席状況

100%

取締役在任年数

3年



再任

略歴・地位・担当

1986年4月 当社入社
 2013年6月 当社執行役員
 2015年4月 当社上席執行役員
 2016年4月 当社常務執行役員
 2016年6月 当社取締役常務執行役員
2018年6月 当社取締役専務執行役員 電子部品事業担当
電子部品事業本部 本部長(現)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、事業部門等の業務に携わり、当社の主要事業であるコンデンサ事業を牽引する等、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役専務執行役員として、電子部品事業を統括する等、技術の第一人者としての知見や経験を活かし、技術力の強化と生産性の向上に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注)佐瀬克也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4

た か は し
高橋 修

お さ む
(1955年11月25日生)

所有する当社株式の数

5,700株

取締役会への出席状況

100%

取締役在任年数

8年



再任

略歴・地位・担当

1980年3月 当社入社
 2003年4月 当社業務執行役員
 2010年7月 当社上席執行役員
 2011年7月 当社取締役上席執行役員
2016年4月 当社取締役常務執行役員 複合デバイス事業担当
複合デバイス事業本部 本部長(現)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、技術部門、マーケティング部門、経営管理部門、企画部門、さらに台湾等の販売子会社社長を務めるなど、国内や海外での幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役常務執行役員として、複合デバイス事業における商品力の強化と顧客の拡大に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

(注)高橋修氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

5

うめざわ かず や
梅澤 一也

(1959年11月20日生)

所有する当社株式の数

2,200株

取締役在任年数

—



新任

略歴・地位・担当

1983年4月 当社入社
 2001年4月 当社上席業務執行役員 技術グループ グループ長
 2004年7月 当社上席執行役員 マーケティング本部 本部長
 2008年4月 当社執行役員 商品構造改革担当
 2012年4月 当社執行役員 新事業推進統括担当
 2015年4月 当社上席執行役員 新事業推進担当
 2016年4月 当社常務執行役員 営業担当
**2018年6月 当社常務執行役員 営業、新事業推進担当
 営業本部 本部長(現)**

取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業、マーケティング、商品開発、新事業推進等の幅広い分野での実務を通じて、豊富な経験と実績を有しております。現在は常務執行役員として、営業、新事業推進を統括する等、車載市場、産業機器市場への参入、新商品開発、ソリューションビジネスを推進し、商品力の強化とコスト戦略に貢献しております。以上のことから、取締役として経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切に実行することが期待できると判断したため、取締役候補者となりました。

(注)梅澤一也氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

6

ひら い わ ま さ し
平岩 正史

(1952年12月4日生)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

100%

取締役在任年数

3年

上場会社役員兼職数

0社

略歴・地位・担当

1981年4月 弁護士登録(現)

1981年4月 大原法律事務所所属(現)

2005年8月 エルシーピー投資法人 監督役員(2013年3月退任)

2012年10月 日本ロジスティクスファンド投資法人 監督役員(2015年5月退任)

2016年6月 当社社外取締役(現)



再任

社外

独立

重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係
大原法律事務所	弁護士	ありません

社外取締役候補者とした理由

投資法人の役員等を歴任し、企業法務を専門とする弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。当社取締役会において、建設的な議論の提起や客観的な立場からの論点の整理等、内部統制を含めたガバナンス体制や法令順守等の経営全般のモニタリングを行うことで、高い倫理観をもって経営の監督を遂行しております。以上のことから、業務執行を監督する独立社外取締役として職務を適切に遂行することができるかと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としてしました。

なお、平岩正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 平岩正史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 平岩正史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 平岩正史氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4) 当社は、平岩正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

株主総会参考書類

7	こいけ せい いち	小池 精一	(1956年1月3日生)	所有する当社株式の数	取締役会への出席状況	取締役在任年数	上場会社役員兼職数
				0株	100%	1年	0社

略歴・地位・担当

1980年4月 東洋工業株式会社(現:マツダ株式会社)入社
 1982年3月 株式会社本田技術研究所 入社
 1993年4月 同社基礎技術研究センター 新素材研究室 室長
 2004年4月 同社ブラジル四輪R&Dセンター 所長
 2008年4月 本田金属技術株式会社 開発技術本部長 執行役員
 2011年6月 同社取締役(2013年6月退任)
 2012年6月 株式会社メッツ 取締役(2013年6月退任)
 2013年6月 同社監査役(2016年6月退任)
 本田金属技術株式会社 監査役(2017年6月退任)

2018年6月 当社社外取締役(現)



再任 社外 独立

重要な兼職の状況及び当社との取引関係

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

自動車メーカーにおいて自動車部品の材料開発及び生産技術に関する研究開発に長年携わっており、車載事業に関する幅広い見識を有しております。また、自動車部品業界での企業経営や監査役としてガバナンス体制強化を推進する等の豊富な経験を活かし、投資家視点からの幅広い識見を当社の経営に反映いただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して有益な助言及び提言をいただけるものと判断したため、引き続き独立社外取締役候補者としてしました。

独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同取引所に届け出ております。

(注1) 小池精一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 小池精一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注3) 小池精一氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4) 当社は、小池精一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

8

は ま だ え み こ
浜田 恵美子

(1958年11月23日生)

所有する当社株式の数

1,000株

取締役在任年数

—

上場会社役員兼職数

1社

略歴・地位・担当

- 1984年4月 当社入社
 2001年12月 当社技術グループ技術品証統括R技術部 部長
 2003年9月 当社技術グループ総合研究所基礎研究開発部 主席研究員
 2007年4月 当社退職
 2008年11月 国立大学法人名古屋工業大学 産学官連携センター 准教授
 2011年4月 同大学産学官連携センター 大学院 産業戦略工学専攻 教授
 2012年4月 同大学コミュニティ創成教育研究センター 教授
**2015年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム
 第3分野プログラムオフィサー(現)**
2016年7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師(現)
2016年8月 国立大学法人名古屋大学 客員教授(現)
2017年6月 日本碍子株式会社 社外取締役(現)



新任

社外

独立

女性

重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼 職 先	地 位	兼職先と当社との取引関係	当社連結売上高における取引の規模
日本碍子株式会社	社外取締役	セラミック製品等購入	0.1%未満

社外取締役候補者とした理由

当社在籍中、CD-R、DVD-Rの開発及び事業化に従事し、当社退職後は、大学教授として産学官連携を主体とした研究活動に長年携わっております。また、他社での社外取締役の経験を有しており、社外取締役として業務執行への提言及び経営の監督をいただくことが当社グループにとって有益であると考えております。以上のことから、当社取締役会において経営全般に関して助言及び提言が期待できるものと判断し、独立社外取締役候補者としてしました。

なお、浜田恵美子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。浜田恵美子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏は、1984年4月から2007年4月まで当社の業務執行者として勤務しておりましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、特別の利害関係はありません。

(注1) 浜田恵美子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

(注2) 浜田恵美子氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。②当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。③当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注3) 当社は非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。浜田恵美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(注4) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

(注5) 浜田恵美子氏が日本碍子株式会社の社外取締役として在任中でありました2018年1月、同社は、「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在を確認しました。同氏は、事前に当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、当該事実の判明後は、本件を受けて設置された委員会の活動等を通じて、実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行うなど、その職責を果たしております。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 外丸隆氏及び山川一陽氏は、任期満了となることから、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1

み し ゅ く と し お

三宿 俊雄

(1957年2月10日生)

所有する当社株式の数

29,300株



略歴・地位

1980年3月 当社入社
2007年7月 当社執行役員 人事総務担当
2009年7月 当社執行役員 人事総務、CSR・内部統制担当
2015年4月 当社執行役員 グローバル人事センター、韓国担当
2016年4月 当社上席執行役員 人事、韓国担当
**2017年4月 当社上席執行役員 人事、総務、知財、法務、CSR担当
経営企画本部 副本部長(現)**

監査役候補者とした理由

当社入社以来、国内外の当社グループの人事総務、CSR・内部統制等の業務に携わり、事業運営に関する豊富な知識と経験を有しております。以上のことから、取締役会における経営判断や取締役の業務執行を監査し、当社のコーポレートガバナンス向上へ貢献することが期待できると判断したため、監査役候補者となりました。

新任

(注) 三宿俊雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2

ふじた ともみ
藤田 知美

(1980年11月4日生)

所有する当社株式の数

上場会社役員兼職数

—

—

略歴・地位

- 2003年4月 弁護士登録(現)**
 2004年10月 北浜法律事務所 アソシエイト
 2012年1月 同所 パートナー (2016年3月退所)
2016年4月 弁護士法人イノベンティア パートナー(現)
 2017年2月 日本ライセンス協会 理事(現)
 2018年4月 京都大学法科大学院 非常勤講師(現)



新任 社外 独立
女性

重要な兼職の状況及び当社との取引関係

兼職先	地位	兼職先と当社との取引関係
弁護士法人イノベンティア	弁護士	ありません

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験、企業法務をはじめとする法務全般に精通しており、企業経営を監査するのに十分な見識を有しております。以上のことから、取締役会における経営判断や取締役の業務執行に対し高度な専門知識に基づく客観的な監査等が期待できると判断したため、独立社外監査役候補者となりました。

なお、藤田知美氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

独立性について

東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。藤田知美氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

(注1) 藤田知美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注2) 藤田知美氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

(注3) 藤田知美氏に係る事実において以下の該当事項はありません。

①過去に当社又は子会社の業務執行者又は役員であったこと。②特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であり、又は過去5年間に特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこと。③当社又は特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。④当社又は特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

(注4) 当社は監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。藤田知美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

(注5) 藤田知美氏の戸籍上の氏名は、岡田知美であります。

第4号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」、「業績連動賞与」及び株式報酬である「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において、金銭報酬については年額3億円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、また株式報酬については年額1億50百万円以内とそれぞれ報酬上限枠をご承認いただいております。

本総会の第2号議案において取締役8名の選任を上程していることから、取締役の報酬のうち、金銭報酬の額を基本報酬、賞与を含めて年額5億円以内（うち社外取締役分40百万円以内）に改定をお願いしたいと存じます。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

ご参考

第4号議案及び第5号議案が承認された場合における取締役の報酬の具体的な改定内容

	年額報酬総額	内 訳			
		金銭報酬額	ストックオプション報酬		
			報酬額	新株予約権の総数及び 株式数の上限(※)	新株予約権1個当たり の目的となる株式数
現 行	4億50百万円以内	3億円以内 (うち社外取締役分は 20百万円以内)	1億50百万円以内	50個 当社普通株式50,000株	当社普通株式 1,000株
※2007年6月28日開催の第66期定時株主総会においてご承認をいただいた内容です。					
改定後	7億円以内	5億円以内 (うち社外取締役分は 40百万円以内)	2億円以内	500個 当社普通株式50,000株	当社普通株式 100株

(※) 1事業年度分として、2019年3月末日現在の発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づく希薄化率は約0.039%に相当します。

第5号議案

取締役に対するストックオプション報酬額
及び内容の改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において、金銭報酬については年額3億円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、また株式報酬については年額1億50百万円以内とそれぞれ報酬上限枠をご承認いただいております。また、新株予約権の総数の上限を50個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（付与株式数）を1,000株としてご承認いただいております。

業績の拡大に伴い、株式報酬型ストックオプション制度の導入の効果をさらに高め、取締役の在任期間中の株式保有を促し、新株予約権の付与数に機動性を持たせるため、取締役（社外取締役を除く。）への株式報酬額を年額2億円以内とし、また、新株予約権の総数の上限を500個、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（付与株式数）を100株に改定をお願いしたいと存じます。なお、新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の個数に新株予約権の目的となる株式数を乗じた上限については、従前のとおり当社普通株式50,000株であり変更はございません。

また、本議案をご承認いただいた場合、当該変更は、本総会以降に開催される取締役会決議に基づき当社取締役（社外取締役を除く。）に毎年割当てられる新株予約権に適用されるものといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名となります。

本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式50,000株を上限とする。 なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う。
②新株予約権の総数	500個を上限とする。 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（付与株式数）は、100株とし、当社が上記①の調整を行う場合には、同様に新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行う。
③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の目的となる株式1株当たりの払込金額（行使価格）は1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
④新株予約権の権利行使期間	新株予約権発行日の翌日から20年間を経過する日までの期間内で、取締役会が定める。
⑤新株予約権の権利行使の条件	上記④にかかわらず、新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員としての地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。
⑥新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。
⑦新株予約権のその他の内容等	取締役会において定める。

株主総会参考書類

ご参考 第2号議案及び第3号議案が承認された場合の取締役会の構成及び専門性、並びに就任予定委員会は、以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は、各役員が有する全ての知見を表すものではありません。

	氏名	企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング
				
取締役	登坂正一	●	●	
	増山津二	●	●	
	佐瀬克也	●	●	
	高橋修	●		●
	梅澤一也	●	●	●
	社外 独立 平岩正史			
	社外 独立 小池精一	●	●	
	社外 独立 女性 浜田恵美子		●	●
監査役	中野勝薫	●		
	三宿俊雄	●		
	社外 独立 吉武一	●		
	社外 独立 女性 藤田知美			

国際的経験 	財務・会計 	法律 	監査 	就任予定委員会 
				指名委員会 報酬委員会
	●			
●	●			
●		●		指名委員会 報酬委員会
●				指名委員会 報酬委員会
				指名委員会 報酬委員会
●	●		●	
●				報酬委員会
●	●		●	指名委員会
		●		

ご参考 役員選解任の方針及び手続き(概要)

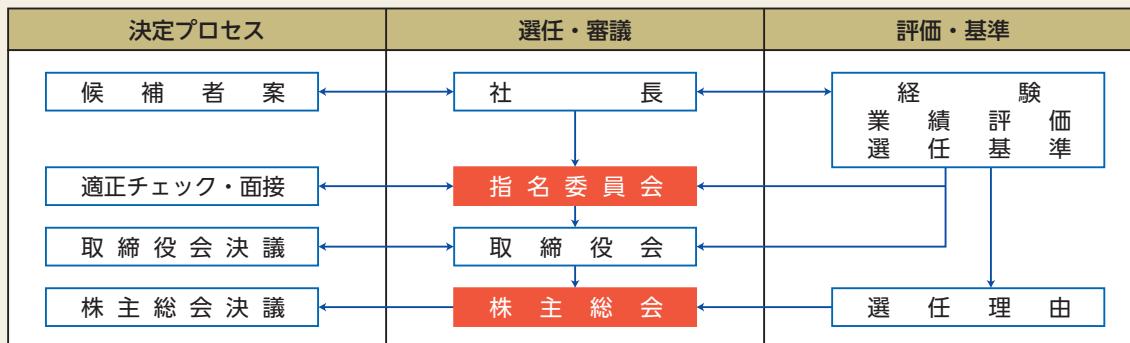
当社は、取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件をもとに選任しております。

業務執行取締役の選任基準及び選任プロセス

(1) 選任基準

- ①会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- ②執行役員としての豊富な知識と経験を有し、実績を上げていること。
- ③洞察力、決断力、倫理観、順法精神を有していること。
- ④全社的、経営的な見地で意見を述べるができること。

(2) 選任プロセス



(3) 解任基準

指名委員会において、選任基準を満たさないことが明らかになり、取締役会がその結果を検証し、適正であると判断した場合は、業務執行職を解職し、又は執行役員を解任する。なお、さらなる処置の必要性に関して指名委員会で審議する。

ご参考 社外役員の独立性基準(概要)

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、独自の「社外役員の独立性基準」を策定しております。以下のいずれにも該当しないことを確認した社外役員を、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立役員として選出しております。

株主との関係

- ①当社の主要株主(10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人
- ②最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主の役員又は使用人であった者
- ③当社が主要株主である会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

取引先企業との関係

- ①当社又は現在の子会社を主要な取引先とする者(直近の年間連結総売上高の2%以上)
- ②最近3年間に於いて、当社又は現在の子会社を主要な取引先としていた者
- ③当社の主要な取引先である者、また最近3年間に於いて、当社の主要な取引先であった者

経済的利害関係

当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の現在の取締役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人である者

専門的サービス提供者

- ①当社又は現在の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ②上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者

近親者

- ①当社又は現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族
- ②二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は現在の子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者
- ③二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者
- ④当社又は現在の子会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者

(注)上記内容は当社の定める「社外役員の独立性基準」の規則を厳密に記載したものではありません。

1. 会社の理念及びビジョン

当社グループの経営理念は、「従業員の幸福」、「地域社会への貢献」、「株主に対する配当責任」の3原則を実践することで、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社のビジョンは、お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーになることであり、市場のニーズに合ったスマート商品を創出し、あらゆる市場で私たちがつくった商品を使用していただくことで事業を拡大、経済価値を高めていきます。また、増加・高度化するステークホルダーからの要求や期待に応えて社会的責任を果たすことで信頼を得て、社会価値を高めていきたいと考えております。

これらを実現するため、安全で高品質なスマート商品を開発・生産・販売し、労働・人権・安全衛生・環境・倫理という企業での取り組みにおいても責任をもち、活動を継続実施してまいります。

太陽誘電グループの経営理念

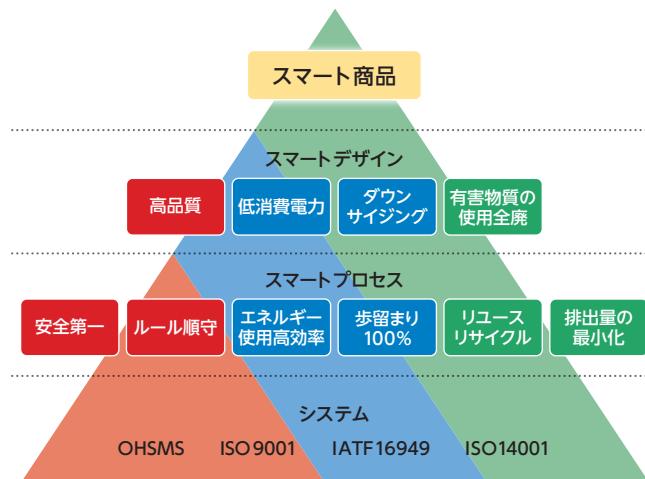
従業員の幸福

地域社会への貢献

株主に対する配当責任

TAIYO YUDEN Vision

お客様から信頼され、感動を与える
エクセレントカンパニーへ



ご参考 経営方針

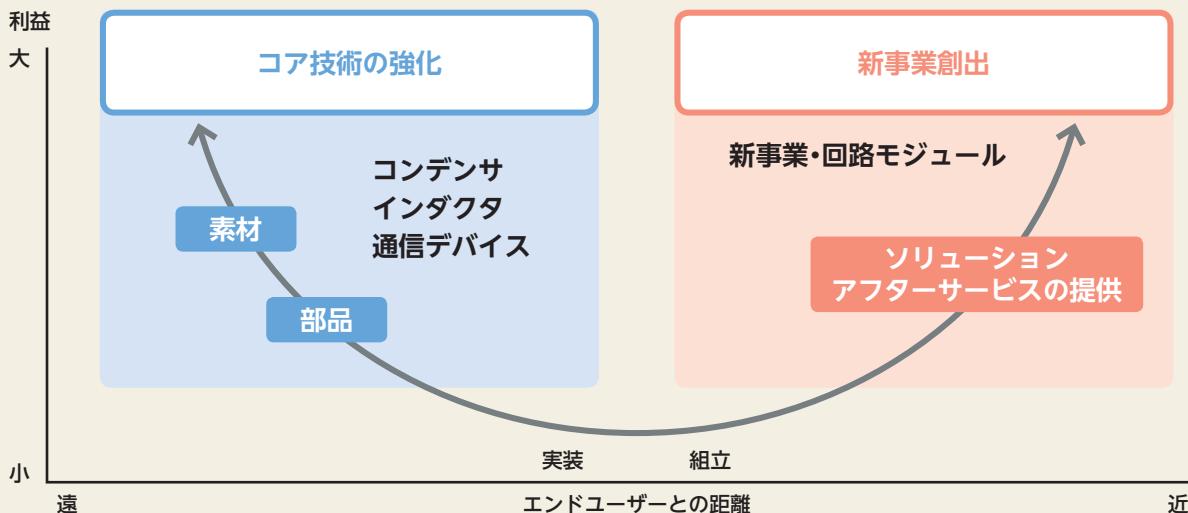
高収益体質に向けたビジネスモデルの変革と中期経営計画

3つの「モノ」と1つの「コト」による高収益体質の確立

当社グループは、基盤事業の進化と新たな事業の創出を両軸にビジネスモデルを変革していきます。当社グループの基盤事業であるコンデンサ、インダクタ、通信デバイス(3つの「モノ」)については、材料技術、プロセス技術、設計等のコア技術の強化によって電子部品の性能を極限まで高めると共に、モノづくりの進化によって優れた商品を効率よく生産することで市場の攻略を図っていきます。

加えて、1つの「コト」の提供による新事業創出を通じて、さらなる高収益体質を確立していきます。単純な実装・組立ではなく、IoTの進展を見据え、当社グループの要素技術やソフトウェアを組み合わせたソリューション提案によって高付加価値ビジネスの展開を目指します。

3つの「モノ」と1つの「コト」



中期経営計画
(2020年度達成目標)

売上高 3,000億円

営業利益率 15%

ROE 10%以上

電子部品の需要拡大に向けた施策

当社グループは、IoT、5G(第5世代移動通信システム)、自動車電装化などの技術進化による電子部品の需要拡大に対応するため、以下の3つの施策を実行していきます。

1つめは、自動車、情報インフラ市場向けの売上拡大です。当社が注力すべき市場としている自動車、情報インフラ等、需要変動の影響を受けにくく、持続的な成長が見込める市場向けの売上拡大に注力し、売上構成比を現状の39%から50%に高めていきます。2つめは、将来の成長のための投資です。積層セラミックコンデンサを中心に、3年間(2018年度～2020年度)で累計約1,500億円の設備投資を行い、国内外において生産体制を強化すると共に、新商品開発、新事業開拓のための研究開発にも注力し、技術進化を加速していきます。3つめは、「smart.E」プロジェクトによるモノづくりの進化です。生産現場の見える化を全工程に拡大すると共に、IoTとビッグデータを活用することで設備と人のムダ・ムラ・ムリをなくし、生産性の大幅な向上を目指します。

モノづくりの進化「smart.E」プロジェクト



2. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)における当社グループを取り巻く経営環境は、世界経済全体として緩やかな回復が続きました。先行きについては、通商情勢が世界経済に与える影響、中国経済の変動、為替動向などに留意が必要な状況です。

当社グループは、研究開発力や生産技術の強みを活かした最先端商品及び高信頼性商品に加え、コア技術を活かしたソリューションビジネスを軸に、自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場を攻略することにより、中期目標の達成及び経営ビジョンの実現を目指しています。また、収益性の向上や将来の部品需要の増加に応える体制を構築するため、ものづくり力の強化を進めています。生産能力の増強に加え、要素技術の高度化と生産工法の変革を進めることで、生産効率の向上を加速していきます。

電子化・電装化が進行する自動車向け、通信システムの高度化やIoTの進展に伴い、高性能化が進む基地局通信装置・データセンタなどの情報インフラ向けでは、大型・高耐圧・高信頼の部品需要が増加しました。また、スマートフォンなどの通信機器向けでは、機器の高機能・高性能化が続き最先端商品の需要が増加しました。その結果、コンデンサの売上が大幅に拡大し、増収増益となりました。

当期の連結売上高は2,743億49百万円(前期比12.4%増)、営業利益は352億37百万円(前期比74.3%増)、経常利益は343億51百万円(前期比67.1%増)となりました。また、特別損失として、主として国内子会社の固定資産にかかる減損損失46億14百万円、海外子会社の構造改革に伴う事業構造改善費用22億35百万円などを計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は236億87百万円(前期比44.8%増)となりました。

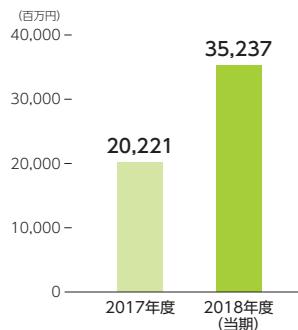
当期における期中平均の為替レートは1米ドル110.49円と前期の平均為替レートである1米ドル111.44円と比べ0.95円の円高となりました。

当社グループの業績

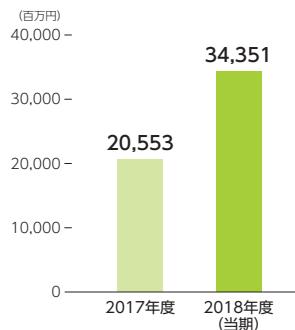
売上高



営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益

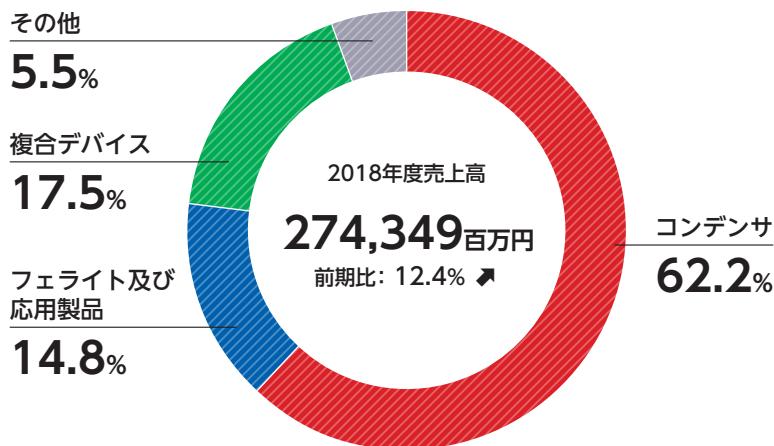


事業報告

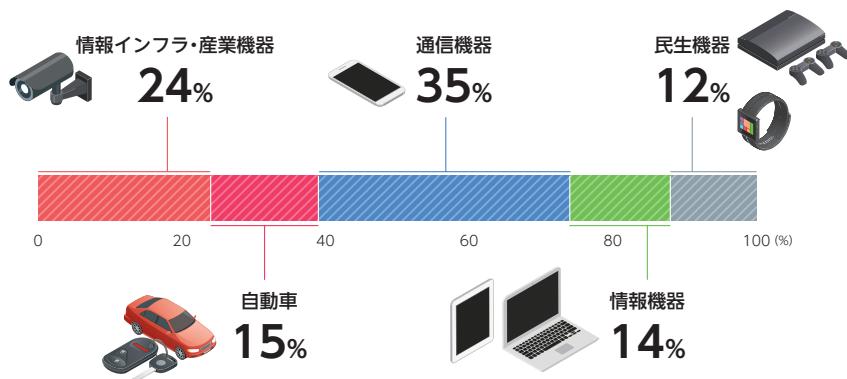
(2) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの製品別の状況

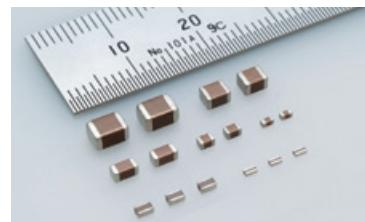
▶ 製品別売上高構成比



▶ 用途分野別売上高構成比



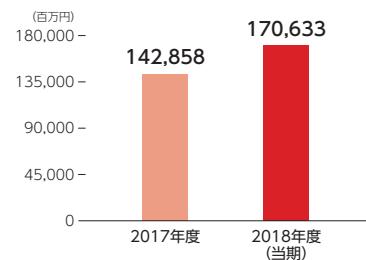
コンデンサ



主要製品

- ・積層セラミックコンデンサ

売上高 **170,633**百万円
前期比: 19.4% ↗



すべての機器向けの売上が前期に比べ増加したことにより、売上高は1,706億33百万円(前期比19.4%増)となりました。

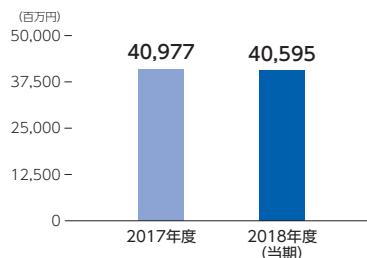
フェライト及び応用製品



主要製品

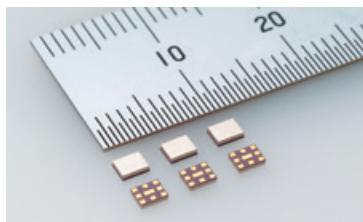
- ・巻線インダクタ
- ・積層チップインダクタ

売上高 **40,595**百万円
前期比: 0.9% ▼



民生機器向け、自動車向けの売上が前期に比べ増加したものの、情報機器向け、通信機器向けの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は405億95百万円(前期比0.9%減)となりました。

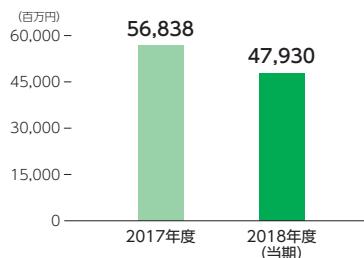
複合デバイス



主要製品

- ・モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW)
- ・電源モジュール
- ・高周波モジュール
- ・部品内蔵配線板「EOMIN™(イオミン)」
- ・関係会社における実装事業

売上高 **47,930**百万円
前期比: 15.7% ▼



モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW) や電源モジュールなどの売上が前期に比べ減少したことにより、売上高は479億30百万円(前期比15.7%減)となりました。

その他



主要製品

- ・アルミニウム電解コンデンサ
- ・エネルギーデバイス

売上高 **15,189**百万円
前期比: 341.2% ▲



連結子会社化したエルナー株式会社のアルミニウム電解コンデンサなどが第2四半期から加わり、151億89百万円(前期比341.2%増)となりました。

事業報告

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	2014年度 (第74期)	2015年度 (第75期)	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期) 当期
売上高 (百万円)	227,095	240,385	230,716	244,117	274,349
営業利益 (百万円)	13,153	23,370	12,385	20,221	35,237
売上高営業利益率 (%)	5.8	9.7	5.4	8.3	12.8
経常利益 (百万円)	15,653	22,263	11,200	20,553	34,351
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,919	14,751	5,428	16,355	23,687
包括利益 (百万円)	23,421	3,571	3,092	18,245	21,084
総資産 (百万円)	265,454	268,380	271,149	287,170	328,861
純資産 (百万円)	150,856	153,381	154,150	170,118	205,953
1株当たり当期純利益 (円)	92.74	125.27	46.08	138.80	189.93
1株当たり純資産額 (円)	1,278.07	1,299.75	1,305.96	1,440.79	1,609.72
自己資本比率 (%)	56.7	57.1	56.8	59.1	62.5
自己資本利益率 (%)	7.8	9.7	3.5	10.1	12.6
株価収益率 (倍)	18.9	8.8	30.5	13.0	11.5
配当性向 (%)	10.8	12.0	43.4	14.4	11.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	24,896	38,278	29,692	33,944	42,967
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△20,964	△35,374	△28,806	△26,918	△33,581
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△21,249	△2,050	△4,342	953	△1,603
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	41,476	39,944	36,094	43,837	51,654
研究開発費 (百万円)	8,237	9,024	10,008	10,574	13,039
設備投資額 (百万円)	18,773	41,261	33,161	24,549	38,570
減価償却費 (百万円)	21,813	23,767	24,908	25,589	26,547

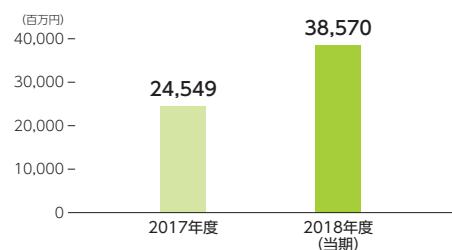
(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(4) 設備投資、資金調達の状況、主要な借入先

① 設備投資の状況

当期の設備投資は、検収ベースで385億70百万円(前期245億49百万円)を実施しました。主な投資内容は、自動車、情報インフラ、スマートフォン等に向けて旺盛な需要が継続している積層セラミックコンデンサの生産能力増強が中心です。また、来期には、子会社である新潟太陽誘電株式会社の新工場棟建設等に伴う大型設備投資を実施します。より一層進展する自動車の電装化、5G(第5世代移動通信システム)の普及に伴う情報インフラの拡大等も見越し、引き続き積極的な設備投資を実施する予定です。

■ 設備投資額



② 資金調達の状況

当期は、長期借入として220億円の資金調達を行いました。また、財務の安定性のため、期間3年のコミットメントライン100億円の借入枠を設定しておりますが、2019年3月31日現在未使用です。

③ 主要な借入先の状況(2019年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	18,700
株式会社三菱UFJ銀行	9,055
株式会社伊予銀行	8,400
株式会社みずほ銀行	5,700
株式会社群馬銀行	3,875

(注) 株式会社三菱UFJ銀行は、2018年4月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行より名称変更しております。

事業報告

(5) 研究開発の状況

当期の研究開発費は、130億39百万円です。

当社グループは、素材の開発から出発して製品化を行うことを信条とし、創業以来培ってきた当社グループ独自の要素技術にさらに磨きをかけ、エレクトロニクス機器の進化に貢献する電子部品を創出するべく、研究開発活動を進めています。また、高品質で環境負荷の低減を実現するスマート商品の開発と安定供給に取り組んでいます。研究開発活動を通じて、スマート商品をより高い水準で実現することにより、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現を目指しています。

自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギーなどの注力市場向けには、高信頼性商品及びソリューション型商品の開発に取り組んでいます。特に、電子化・電装化が進行する自動車向け、IoTの進展に伴い高性能が進む基地局通信装置やデータセンタなどの情報インフラ向けでは、大型・高耐圧などの高信頼性商品の開発に注力しています。また、スマートフォンなどに代表される通信機器向けでは、機器の高機能・高性能化、電子部品の高密度実装化に寄与する最先端商品の開発を推進しています。

コンデンサでは、小型、薄型、大容量、高信頼性の積層セラミックコンデンサの開発に注力しています。誘電体の材料技術、薄層・大容量化技術及び超小型品生産技術等を高度化することにより、最先端の積層セラミックコンデンサを開発し続けています。

フェライト及び応用製品では、小型、薄型、大電流対応のインダクタに加え、自動車・情報インフラをターゲットとした大型、高信頼性のインダクタの開発に取り組んでいます。材料開発、巻線・積層プロセス技術を高度化させることで、競争力ある商品を開発しています。

複合デバイスでは、モバイル通信用デバイス (FBAR/SAW) の技術を高めた新商品の開発、5G (第5世代移動通信システム) に向けた次世代商品の開発、注力市場に向けて当社のコア技術を融合したソリューション型商品の開発に注力しています。

その他、注力市場へ向けてエネルギーデバイスの商品開発に注力しています。

■ 研究開発費



ご参考 研究開発方針“桁を変える”

- **先行性** 商品開発の前に技術開発を先行させ、かつ、世の中のレベルよりも先行していること
- **再現性** 開発した技術の再現性が、論理的に検証されること
- **汎用性** 開発した技術が特定の商品に応用されるだけでなく、汎用性のある技術であること
- **合理的環境適合性** 開発した技術が生産に対して合理的であり、かつ、環境負荷に配慮された技術であること

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年1月1日を効力発生日として、エルナー株式会社の完全子会社化を目的とした簡易株式交換を行い、同日付けをもって同社を当社の完全子会社としました。

(7) 対処すべき課題

自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場においては電子部品の需要が拡大し、今まで以上に高い品質、高い信頼性が求められています。また、スマートフォンなどの通信機器では、機器の高機能・高性能化、通信方式の進化、電子部品の高密度実装化に伴い、小型・薄型で特性の良い最先端の電子部品が数多く求められています。

当社はこのような市場に対して、機器の技術進化に貢献できる競争優位性の高い最先端商品をいち早く開発していきます。自動車、情報インフラ、産業機器、ヘルスケア、環境・エネルギー市場を注力すべき市場と位置付け、高信頼性商品の販売推進、システムソリューション提案の強化、商流の拡大と多角化に努めています。さらに、旺盛な需要に応え、安定的な供給を実現するために国内外の生産能力を増強し、販売拡大につなげていきます。また、ものづくり力の向上と高効率生産に努め、海外生産拠点の最大活用を図ることで、コスト低減や為替変動影響を受けにくい体制を整えていきます。

当社は、経済価値を高めていくと同時に、利害関係者からの要求や期待に応え社会的責任を果たすことで社会価値を高めていきたいと考えています。製品の安全・品質に加え、労働・人権、安全衛生、環境、倫理といった取り組みにおいても責任をもち活動しています。

(8) 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつと位置付けており、配当の安定的な増加に努めることを基本とし、自己株式の取得等も含めた総還元性向30%を目標としております。

区分	2014年度 (第74期)	2015年度 (第75期)	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期) 当期
1株当たり配当金 (円)	10.00	15.00	20.00	20.00	21.00
配当総額 (百万円)	1,177	1,766	2,356	2,356	2,680
総還元性向 (%)	10.8	12.0	43.4	14.4	24.0

事業報告

(9) 政策保有株式の基本方針

① 政策保有株式の保有方針

当社グループの持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、原材料の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために資すると認められる場合に限り、取締役会の決定をもって保有します。

② 保有の合理性を検証する方法及び取締役会等における検証の内容

取締役会は、毎年、すべての政策保有株式について、その保有意義及び経済合理性の観点から総合的に判断し、保有の妥当性を検証しています。保有の妥当性が認められない株式については、売却を進めて縮減を図ります。取締役会における検証の結果、当期においては、10銘柄(うち9銘柄は全株式)を売却しております。

③ 議決権行使の方針

保有株式の議決権行使については、当該企業が法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であることなどを総合的に判断した上で、適切に議決権行使を行います。

④ 政策保有株式の貸借対照表上の合計(2019年3月31日現在)

区分	年度	2017年度 (第77期)	2018年度 (第78期)
銘柄数		24	15
貸借対照表上の合計額	(百万円)	5,093	1,701
貸借対照表に占める割合	(%)	1.8	0.5

⑤政策保有株式上位10銘柄(2019年3月31日現在)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的	当社株式の 保有有無
京セラ株式会社	105,000	683	主要商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
住友金属鉱山株式会社	135,500	443	主力商品に使用する電子材料の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
ニチコン株式会社	160,500	163	取引状況を含めて保有の合理性を検証した結果、一部株式を売却しました。	有
株式会社リョーサン	45,600	135	資材調達及び当社製品の販売等の取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
堺化学工業株式会社	37,800	92	主力商品に使用する電子材料の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
株式会社伊予銀行	142,000	83	金融取引を行っており、事実上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
日本電波工業株式会社	98,800	39	主力商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
株式会社東和銀行	38,600	27	金融取引を行っており、事実上の関係を勘案し、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
日清紡ホールディングス株式会社	19,500	19	主力商品に使用する部材の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有
第一実業株式会社	4,800	15	主力商品の製造装置の購入を主体とした取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため、継続して保有しています。	有

事業報告

(10) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
台湾太陽誘電股份有限公司	台湾	333百万NT \$	100.0	電子部品の販売
韓国太陽誘電株式会社	韓国	10,000百万WON	100.0	電子部品の販売
韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国	61,884百万WON	100.0	電子部品の製造
香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK \$	100.0	電子部品の販売
太陽誘電(廣東)有限公司	中国	85,550千US \$	100.0 (9.3)	電子部品の製造
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国	223千US \$	100.0 (10.3)	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール	18,555千S \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN (PHILIPPINES), INC.	フィリピン	490百万P.P.	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (SARAWAK) SDN.BHD.	マレーシア	100百万MYR	100.0	電子部品の製造
TAIYO YUDEN (U.S.A.) INC.	アメリカ	3,154千US \$	100.0	電子部品の販売
TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	ドイツ	1,000千EUR	100.0	電子部品の販売
新潟太陽誘電株式会社	新潟県	1,000百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県	100百万円	100.0	電子部品の製造販売
福島太陽誘電株式会社	福島県	100百万円	100.0	電子部品の製造
和歌山太陽誘電株式会社	和歌山県	100百万円	100.0	電子部品の製造
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都	100百万円	100.0	電子部品の製造
エルナー株式会社	神奈川県	65億11百万円	100.0	電子部品の開発販売

(注1) 出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(注2) 当社の連結子会社は、上記の「重要な子会社の状況」に記載の17社を含め34社、持分法適用関連会社は1社、持分法非適用関連会社は3社であります。

(注3) 当期の連結業績につきましては、前記の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主な事業所

拠点名	事業所名	所在地
統括拠点	本社	東京都中央区
	高崎グローバルセンター	群馬県高崎市
販売拠点	仙台営業所	宮城県仙台市
	首都圏営業所	東京都中央区
	群馬営業所	群馬県高崎市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	関西営業所	大阪府大阪市
	福岡営業所	福岡県福岡市
生産拠点	榛名工場	群馬県高崎市
	中之条工場	群馬県吾妻郡
	玉村工場	群馬県佐波郡
開発拠点	八幡原工場	群馬県高崎市
	R&Dセンター	群馬県高崎市
	明石デバイス開発センター	兵庫県明石市

② 重要な子会社の主な事業所

前記の「(10) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

事業報告

(12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
21,300名	2,289名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,681名	91名増	42.8歳	18.3年

(注1) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員は含まれておりません。

(注2) ①当社グループの従業員の状況が前期末と比較し増加している主な理由は、エルナー株式会社の連結子会社化及び海外子会社の生産量増加によるものです。

(13) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

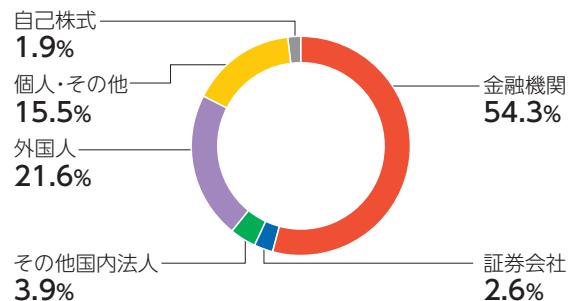
3. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 130,218,481株
(自己株式2,555,996株を含む。)

(3) 株主数 29,106名

所有者別株式分布状況



(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(4) 大株主 (上位10名)

	株主名	所有株式数(株)	持株比率(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,949,700	20.3
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,297,100	12.7
3	株式会社三井住友銀行	4,000,000	3.1
4	資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,915,500	3.0
5	株式会社伊予銀行	3,000,100	2.3
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,766,700	2.1
7	J.P.MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	2,574,305	2.0
8	公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.5
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,746,700	1.3
10	日本生命保険相互会社	1,666,450	1.3

(注1) 当社は、自己株式2,555,996株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注3) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①当社は、2019年2月8日開催の取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

取得期間	2019年2月12日～2019年2月18日
取得した株式の総数	1,264,200株
株式の取得価額の総額	2,999,842,600円

②当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の拡充及び資本効率の向上を図ると共に、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 2,500,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 2.0%)
- (3) 株式の取得価額の総額 4,000,000,000円(上限)
- (4) 取得する期間 2019年5月27日～2020年3月31日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

事業報告

4. 新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

5. 会社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
登坂正一	代表取締役社長	開発・技術担当
増山津二	取締役専務執行役員	経営企画担当
佐瀬克也	取締役専務執行役員	電子部品事業担当
高橋修	取締役常務執行役員	複合デバイス事業担当 太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 取締役会長
平岩正史	社外取締役 (独立役員)	大原法律事務所 弁護士
小池精一	社外取締役 (独立役員)	—
外丸隆	常勤監査役	—
中野勝薫	常勤監査役	—
吉武一	常勤社外監査役 (独立役員)	明治大学専門職大学院 兼任講師 日本内部監査協会 理事
山川一陽	社外監査役 (独立役員)	日本大学 名誉教授 麻布国際法律事務所 弁護士

(注1) 取締役 平岩正史氏、同 小池精一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注2) 監査役 吉武一氏、同 山川一陽氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(注3) 監査役 中野勝薫氏は、業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

監査役 吉武一氏は、金融機関での業務経験において財務及び会計に相当程度の知見を有しております。

(注4) 社外役員が兼職している各法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注5) 取締役 平岩正史氏、監査役 山川一陽氏は、弁護士の資格を有しております。

(注6) 当事業年度における取締役の異動は以下のとおりであります。

取締役 小池精一氏は、2018年6月28日開催の第77期定時株主総会において新たに選任され、就任しました。

取締役 堤精一氏及び縣久二氏は、2018年6月28日開催の第77期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任しました。

(注7) 2018年6月28日付けで次の取締役の地位を変更しております。(下線は変更箇所)

氏名	地位
増山津二	取締役専務執行役員
佐瀬克也	取締役専務執行役員

(注8) 取締役 高橋修氏は、2019年3月31日付けで太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社の取締役会長を辞任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の決定方針及び当該方針の内容

1. 決定方針

- (1) 業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主との価値を共有します。
- (2) グローバルな競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準とします。
- (3) 説明責任の果たせる透明性、公正性を重視した報酬とします。

2. 役員報酬の決定のプロセス及び内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、社長、社外取締役及び監査役1名で構成され、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務め、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っております。

なお、報酬の具体的決定につきましては、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で審議され、監査役の報酬は監査役会で協議されます。

役職別の報酬構成

業務執行取締役	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」の他、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。 「業績連動賞与」において目標を達成した場合は、基本報酬40%、業績連動賞与40%、株式報酬20%の報酬構成比となります。
社外取締役	独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、「基本報酬」のみを支給しております。
監査役	順法監査を行う立場であることを鑑み、「基本報酬」のみを支給しております。

報酬体系

報酬等の種類	報酬項目	報酬等の内容	給付の形式
基本報酬	固定報酬	<ul style="list-style-type: none"> 経済情勢、当社の成長力等を考慮した報酬水準とします。 役割責任に応じた固定報酬として支給します。 	金銭
業績連動賞与	業績連動報酬 (単年度)	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎の全社業績達成への責務から、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、連結純利益額を指標としています。 連結純利益額ゼロ円から中期経営計画の目標値までにおいて、年度毎の業績に応じて算出される役位毎の賞与額を決定します。 担当組織の業績評価及び個人の戦略的行動評価を行い、役位毎の賞与額に評価係数を掛けることで、事業戦略遂行の動機付けを強化しています。 	金銭
株式報酬型 ストックオプション	株式報酬 (中長期)	<ul style="list-style-type: none"> 株主との価値共有及び取締役の株価への意識付けによる、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして導入しています。 役位毎に定められた新株予約権を付与します。 	株式 (新株予約権)

事業報告

②当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員及び 支給総額		内 訳					
			基本報酬		業績連動賞与		株式報酬型 ストックオプション	
	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)	人数 (名)	総額 (百万円)
取締役	8	324	8	147	5	95	5	81
監査役	4	81	4	81	—	—	—	—
合 計 (うち社外役員)	12 (5)	405 (48)	12 (5)	228 (48)	5 (—)	95 (—)	5 (—)	81 (—)

(注1) 支給人員には、在籍者数ではなく、当期に係る報酬等の支給対象者数を記載しております。

(注2) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額4億50百万円以内、監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第75期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。

(注3) 上記の記載金額の合計は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

締結者	契約内容の概要
社外取締役 平 岩 正 史	任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
社外取締役 小 池 精 一	
社外監査役 吉 武 一	
社外監査役 山 川 一 陽	

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

前記の「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当期における社外役員の主な活動状況

区分・氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役 平岩正史	18回／18回 (出席率100%)	—	任意の指名及び報酬委員会の委員長を務めております。弁護士としての専門的見地から、経営戦略に対する方向性の確認やリスク対応等の重要な業務執行について、独立社外取締役として取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 小池精一	13回／13回 (出席率100%)	—	企業経営の豊富な経験を活かし、経営計画、業務提携等重要な業務執行について会社経営に関する専門的見地から、独立社外取締役として取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 吉武一	18回／18回 (出席率100%)	19回／19回 (出席率100%)	金融機関での監査業務及び内部統制に関する高度な専門知識と経験を活かし、取締役会等の意思決定の適法性確保、コンプライアンス体制の構築・改善等について発言を行っております。また、常勤監査役として、当社グループの現地往査等を行うなど、監査機能を発揮しております。
監査役 山川一陽	18回／18回 (出席率100%)	19回／19回 (出席率100%)	大学教授として培われた高い見識と弁護士としての専門的見地から、取締役会等の意思決定の適法性確保、コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。

(注) 取締役 小池精一氏につきましては、2018年6月28日の就任以降の出席状況を記載しております。

(5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	68
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

(6) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(9) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項

該当事項はありません。

ご参考

会計監査人の選定・評価基準

監査役会は、会計監査人の選定基準及び評価基準の項目を以下のとおり定め、毎年評価しております。

会計監査人の選定基準	会計監査人の評価基準
①会計監査人候補の概要 ②監査実施体制 ③監査報酬 等	①会計監査人の品質管理システム ②監査実施体制 ③監査報酬 ④監査役等とのコミュニケーション 等

ご参考

株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主・投資家等との建設的な対話を促進するため、IR担当取締役を指定し、IR活動を行っております。
また、IR活動を通じて収集した株主・投資家等からの意見・要望を、取締役会へ報告しております。

具体的には、以下の体制の整備と取り組みを行っております。

- ①IR担当取締役によるIR担当部署とその他関連部署の管掌と連携強化
- ②証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会(四半期毎)の開催
- ③国内外の主要機関投資家との個別面談やスモールミーティング等への対応
- ④株主総会議案に係る主要株主への説明
- ⑤当社の中長期的な価値創造への理解を深めるための統合報告書の発行
- ⑥外部調査機関による株主判明調査の実施

情報開示の公平性やインサイダー情報の漏洩を防止するため、株主・投資家等との対話においては、開示内容を事前に定めその範囲内で情報を開示しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会は、法令並びに定款及び「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役は、取締役会の決議並びに取締役及び執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6) 株主及び投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9) 子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換及び意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

運用状況の概要

コンプライアンス活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。

また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。

2. 当社取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議

事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。

(2) 当社は、取締役及び監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

運用状況の概要

取締役及び執行役員の職務の執行に係る主要な情報については、法令及び各会議規則に基づき、文書又は電磁的媒体により保存・管理を行っております。なお、電磁的媒体に記録された株主総会議事録及び取締役会議事録など重要なものについては、暗号化処理を行うなどセキュリティ対策を実施しております。

3. 当社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

基本方針の決議の内容

- (1) リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2) 当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。

運用状況の概要

リスク管理活動を推進する体制として、内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、グループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役会に報告し、統制の強化に努めております。さらに、災害等の発生に備えてBCP(事業継続計画)の整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保を行っております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項及び人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
- (2) 業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
- (3) 内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行う会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
- (4) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

事業報告

運用状況の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、グループ経営にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、報酬等についてはTM(トップマネジメント)会議で十分議論し、取締役会に上程しております。なお、取締役会から委譲された事項については、各々の会議体において、適法性、合理性、経済性等を審議し、その結果が取締役会に報告されます。また、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則り、取締役会資料の早期提供や要点整理、分析評価等の工夫に取り組むことで、運営効率向上及び審議の活性化を通じ監督機能の実効性確保にも努めております。加えて、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員制度を採用し、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指揮のもと、担当部署の執行役員として機動的に業務執行に当たらせております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
 - 2) 当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。
- (2) 当社の子会社の損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定及び実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
 - 2) 子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP(事業継続計画)に従い対策を講ずる。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
 - 2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
 - 2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

運用状況の概要

子会社の業務執行については、「グループ経営ルール」に基づき報告させ、重要事項の決定に関しては、当社の関連部門と協議し事前承認を得ることで、子会社の業務の適正性を確保しております。また、子会社の取締役会の運営については、「グループ経営ルール」の見直しや周知徹底を行うなどにより統制管理の強化に努め、さらに適正に運営されていることを確認するため、監査役がモニタリングを行っております。子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関しては、「グループCSR行動規範」並びにコンプライアンスマネジメントシステム及びグループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクル活動を実施、定期的に内部統制委員会で報告され、早期に状況把握を行い、合理的な管理体制の構築に役立てております。

さらに内部監査室は、年間計画に基づき子会社への内部監査を実施することにより、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況のモニタリングを行っております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価結果については、会計監査人の監査を受けており、これらの内容については、当社の代表取締役へ報告すると共に監査役と情報共有しております。

6. 当社の監査役の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等）
 - 1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員（以下「事務局員」という。）を置く。
 - 2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。
- (2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項
当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。
- (3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役、執行役員の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
 - 2) 取締役会は、監査役が取締役並びに執行役員及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
 - 3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
 - 4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

事業報告

運用状況の概要

取締役会は、監査役が経営に係る各種の重要会議に出席し、情報収集を行うことで取締役の経営判断のプロセス及び職務の執行状況を確認できる体制を整備しております。また、監査役が、内部統制委員会において、コンプライアンスやリスク管理上の課題について把握すること、取締役や執行役員又は使用人との意見交換や関連資料閲覧等を行うことで監査に必要な情報を入手できる体制を整備しております。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

基本方針の決議の内容

- (1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
 - 2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役並びに執行役員及び使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
- (2) 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - 1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等及び使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
 - 2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等及び使用人と意思疎通を円滑化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

運用状況の概要

監査役への報告については、当社及び当社グループの内部通報制度の運用により、通報が監査役に報告される体制が整備されております。また、子会社の取締役会等において、取締役から監査役への報告・意見交換を行い、意思疎通を図ることのできる体制が整備されております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

ご参考 コーポレートガバナンス

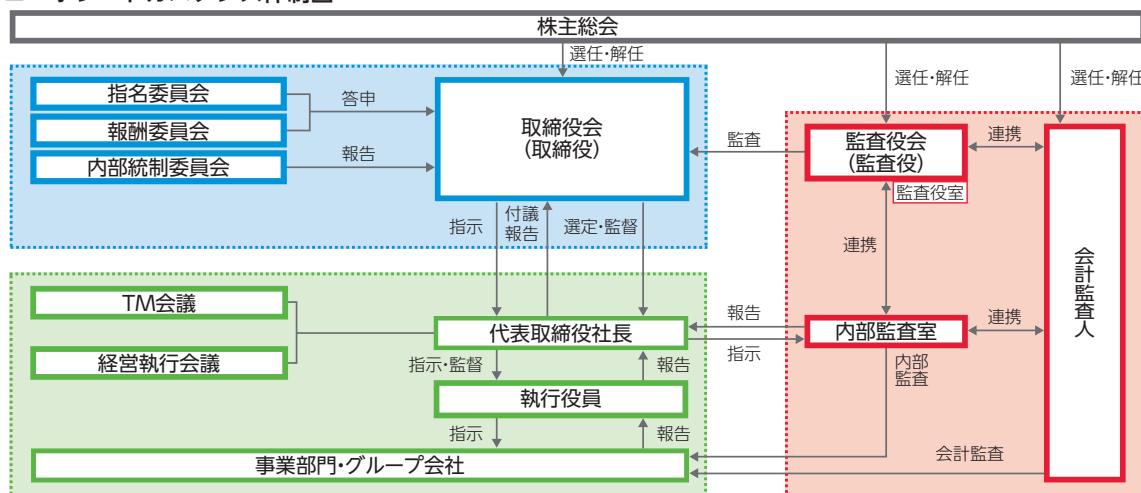
1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念である、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3原則の実践と、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーへ」というビジョンの実現に向け、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが企業の社会的責任であり、経営の使命と考えております。

当社は、経営の透明性及び公正性を重視し、取締役会の監督のもと、適時適切な情報開示、コンプライアンスの徹底、迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築するなど、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

コーポレートガバナンス基本方針 <https://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/>

コーポレートガバナンス体制図



(注) TM会議とは人事・組織の審議会議

2. コーポレートガバナンス体制

当社は監査役会設置会社であり、取締役会・監査役会・会計監査人の各機関を置いております。さらに当社は、社外取締役及び社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じる恐れのない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っております。

取締役会

(1) 取締役会の役割と責務

- ①取締役会は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指します。
- ②取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目等の重要事項を十分に審議する時間を確保し決定します。
- ③取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。

(2) 取締役会の経営陣への委任

- ①取締役会の効率的な意思決定を確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。
- ②当社は、経営の監督と業務執行する者の役割責任を一層明確にするため、執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、社長の監督指揮のもと、担当部署の執行責任者として機動的に業務を執行します。

(3) 取締役会の実効性

- ①取締役会は、会議の公平性の確保及び経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、社長を取締役会の議長とします。
- ②取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、取締役及び監査役による自己評価を行い、分析の結果を踏まえて今後の課題等を開示し、その対応に取り組んでおります。

【取締役会の実効性評価の概要】

1. 評価の方法

アンケート形式による自己評価

対象者	取締役・監査役(社外役員含む。)
実施期間	2019年2月
評価項目	①取締役会運営 ②取締役会構成 ③攻めのガバナンス ④守りのガバナンス ⑤情報提供 ⑥総評
回答方式	5(満足)～1(不満足)での点数評価及び自由回答
評価方法	取締役・監査役によるアンケート結果の分析・検証の後、取締役会にて評価を実施しました。

2. 分析・評価結果の概要

アンケートの結果、全ての評価項目において3.5以上の評価点となり、総じて取締役会の実効性は確保できていることを確認しました。

なお、前年度の課題であった『取締役会構成員の多様性』については、長期的な候補者育成と外部登用によって能力・経験・考え方の多様化を目指すという方針に基づき、役員候補者の選任を行いました。同じく前年度の課題であった『取締役の知識やスキル習得の機会』については、執行役員を含め、時宜を得たテーマや実例に基づく研修の実施により一定の評価が得られました。

また、本年度のアンケートにより、『重点施策に関する報告内容の改善』及び『事業リスクに関する議論の場の設置』が課題として認識されました。取締役会としては、引き続きこれらの課題について計画的に取り組むことで、取締役会の実効性を向上させコーポレートガバナンスの一層の強化に努めてまいります。



役員研修の様子

取締役

- ①取締役会は、10名以内の取締役で構成し、うち1/3以上は独立社外取締役とします。
- ②事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年としております。
- ③取締役会の構成を、性別・国籍を問わず多様性に富み、かつバランスの取れたものにするため、業務執行取締役候補者は、「役員等選解任基準」に基づき、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任しております。また、社外取締役候補者は、人柄、経験、専門性、「社外役員の独立性基準」等の条件を基に選任しております。
- ④取締役は、社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績及び監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行っております。

監査役会・監査役

- ①当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しております。
- ②監査役会は、5名以内の監査役で構成し、うち半数以上は独立社外監査役とします。なお、監査役には、適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する十分な知見を有する者を選任し、監査の実効性を確保しております。
- ③各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の重要な会議にも分担して出席しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査等を行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っております。
- ④情報伝達やデータ管理等、実効性の高い監査業務を行うため専任スタッフを確保しております。

事業報告

任意の諮問委員会

当社は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性の強化と説明責任を果たすため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

(1) 指名委員会

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。指名委員会は、「役員等選解任基準」に基づき、役員候補者の指名(再任を含む。)、社長を含む役員解任議案、執行役員の役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議し、取締役会に答申しております。なお、監査役候補者の指名・解任については、事前に監査役会の同意を得ております。

〈活動状況〉

当期の指名委員会は、4回開催しました。主な活動内容は以下のとおりです。

- ・ 役員候補者の指名(再任を含む。)における審議
- ・ 執行役員の役位の選定、議長代行順位の決定における審議
- ・ 相談役、特別顧問制度の廃止における審議
- ・ 「役員等選解任基準」の改定における審議

(2) 報酬委員会

社長、社外取締役及び監査役1名で構成し、審議の客観性を確保するため、委員長は独立社外取締役が務めております。報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度並びに報酬額について審議し、取締役会に答申しております。なお、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員の報酬は、業績に連動したインセンティブを考慮した報酬体系とし、「基本報酬」、「業績連動賞与」、「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

〈活動状況〉

当期の報酬委員会は、3回開催しました。主な活動状況は以下のとおりです。

- ・ 役員の報酬水準の定期検証
- ・ 執行役員の個人評価及び賞与の審議
- ・ 「株式報酬型ストックオプション」の審議
- ・ 「執行役員報酬規則」の改定の審議

(3) 任意の諮問委員会の構成

	全員数	社内取締役	社外取締役	監査役	委員長
指名委員会	5	1	3	1	独立社外取締役
報酬委員会	5	1	3	1	独立社外取締役

※第2号議案及び第3号議案が承認された場合

ご参考 当社グループのCSR活動

1. 健康経営への取り組み

当社グループは、「従業員の幸福」を経営理念のひとつに掲げ、従業員が安心して働ける職場を追求すると共に従業員の健康を維持し、あらゆる人材の多様性を理解し、人格・個性を大事にすることで、従業員一人ひとりの自己成長と当社グループの発展を目指しています。

当社は、従業員の健康増進に向けた仕組み・体制の整備、長時間労働の縮減への積極的な取り組みが評価され、経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人 2019」の大規模法人部門にて、「健康経営優良法人 2019(ホワイト500)」に認定されました。

さらに当社は、「健康経営宣言」を行い、新たに健康管理最高責任者(CHO:Chief Healthcare Officer)を任命、「健康支援中期計画」を策定し、従業員の健康増進をより一層進めていきます。

2. 地域社会との交流

当社は、地域社会や国際社会との共生を基本姿勢とし、地域や他企業との交流など、積極的な社会貢献活動を展開しています。

1984年に創部された女子ソフトボール部は、日本リーグや全日本総合選手権大会での優勝、オリンピック代表選手を輩出するなど輝かしい実績を誇っています。また、全国各地で子供たちのためのソフトボール教室を開催するなど、地域の皆様や子供たちに夢を与える存在として、大きな役割を果たしています。



ソフトボール教室での指導の様子

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第78期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	185,858	164,326
現金及び預金	56,430	49,700
受取手形及び売掛金	62,745	56,933
商品及び製品	21,065	19,310
仕掛品	25,907	21,118
原材料及び貯蔵品	13,974	11,666
その他	5,972	5,875
貸倒引当金	△238	△278
固定資産	143,003	122,843
有形固定資産	125,517	110,446
建物及び構築物	94,768	81,602
機械装置及び運搬具	263,270	245,007
工具、器具及び備品	26,089	22,661
土地	11,022	9,422
建設仮勘定	10,468	6,501
減価償却累計額	△280,102	△254,749
無形固定資産	7,056	1,309
のれん	5,837	—
その他	1,219	1,309
投資その他の資産	10,428	11,087
投資有価証券	4,760	7,169
退職給付に係る資産	16	—
繰延税金資産	3,864	2,048
その他	2,119	2,188
貸倒引当金	△332	△318
資産合計	328,861	287,170

科目	第78期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	81,997	77,467
支払手形及び買掛金	25,031	25,389
短期借入金	23,152	20,737
一年内返済予定の長期借入金	2,477	5,160
未払金	13,405	12,792
未払法人税等	5,085	1,684
賞与引当金	4,167	3,663
役員賞与引当金	258	231
その他	8,420	7,808
固定負債	40,910	39,584
転換社債型新株予約権付社債	—	20,039
長期借入金	28,415	8,882
繰延税金負債	4,771	5,047
役員退職慰労引当金	132	131
退職給付に係る負債	3,742	2,865
その他	3,847	2,617
負債合計	122,907	117,052
純資産の部		
株主資本	214,083	175,756
資本金	33,575	23,557
資本剰余金	49,904	41,518
利益剰余金	135,217	113,984
自己株式	△4,613	△3,302
その他の包括利益累計額	△8,583	△5,980
その他有価証券評価差額金	1,519	2,896
繰延ヘッジ損益	2	△15
為替換算調整勘定	△9,703	△9,028
退職給付に係る調整累計額	△401	167
新株予約権	453	342
純資産合計	205,953	170,118
負債純資産合計	328,861	287,170

連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第78期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		(ご参考) 第77期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	
	売上高		274,349	
売上原価		192,084		182,165
売上総利益		82,264		61,952
販売費及び一般管理費		47,026		41,730
営業利益		35,237		20,221
営業外収益				
受取利息	382		269	
受取配当金	142		126	
為替差益	190		—	
助成金収入	451		2,058	
その他	329	1,496	345	2,799
営業外費用				
支払利息	349		238	
持分法による投資損失	786		264	
為替差損	—		1,649	
株式交付費	144		—	
休止固定資産減価償却費	194		206	
操業休止費用	655		—	
その他	252	2,382	108	2,467
経常利益		34,351		20,553
特別利益				
固定資産売却益	16		21	
投資有価証券売却益	1,535		—	
段階取得に係る差益	249		—	
その他	24	1,825	—	21
特別損失				
固定資産除売却損	494		358	
減損損失	4,614		396	
投資有価証券評価損	52		0	
事業構造改善費用	2,235		—	
本社移転費用	—		95	
その他	668	8,066	0	850
税金等調整前当期純利益		28,110		19,724
法人税、住民税及び事業税	5,983		4,113	
法人税等調整額	△1,560	4,422	△744	3,369
当期純利益		23,687		16,355
親会社株主に帰属する当期純利益		23,687		16,355

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,557	41,518	113,984	△3,302	175,756
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換	10,017	10,017			20,035
剰余金の配当			△2,454		△2,454
親会社株主に帰属する当期純利益			23,687		23,687
自己株式の取得				△3,001	△3,001
自己株式の処分		△0		59	59
株式交換による変動		△1,631		1,631	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	10,017	8,386	21,233	△1,310	38,326
当期末残高	33,575	49,904	135,217	△4,613	214,083

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,896	△15	△9,028	167	△5,980	342	170,118
当期変動額							
転換社債型新株予約権付社債の転換							20,035
剰余金の配当							△2,454
親会社株主に帰属する当期純利益							23,687
自己株式の取得							△3,001
自己株式の処分							59
株式交換による変動							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,377	17	△674	△568	△2,602	111	△2,491
当期変動額合計	△1,377	17	△674	△568	△2,602	111	35,835
当期末残高	1,519	2	△9,703	△401	△8,583	453	205,953

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	第78期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2018年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	106,395	88,534
現金及び預金	20,856	13,271
受取手形	591	2,441
売掛金	51,113	47,238
商品及び製品	3,180	2,637
仕掛品	8,265	6,395
原材料及び貯蔵品	2,838	2,670
前払費用	217	289
関係会社短期貸付金	2,497	1,993
未収入金	14,596	9,502
未収消費税等	2,101	2,034
その他	137	60
固定資産	142,281	112,346
有形固定資産	28,165	27,841
建物	7,909	8,336
構築物	549	571
機械及び装置	10,175	11,183
車両運搬具	15	19
工具、器具及び備品	1,839	1,815
土地	4,164	4,193
建設仮勘定	3,511	1,721
無形固定資産	875	941
特許権	1	2
ソフトウェア	800	850
その他	73	88
投資その他の資産	113,240	83,563
投資有価証券	1,709	5,243
関係会社株式	56,294	48,736
従業員長期貸付金	106	125
関係会社長期貸付金	52,779	28,947
破産更生債権等	332	768
長期前払費用	68	65
繰延税金資産	2,019	—
その他	659	739
貸倒引当金	△730	△1,063
資産合計	248,677	200,881

科目	第78期 (2019年3月31日現在)	(ご参考) 第77期 (2018年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	77,707	72,497
買掛金	30,454	31,536
短期借入金	22,420	20,737
一年内返済予定の長期借入金	2,463	5,160
リース債務	14	15
未払金	10,473	6,695
未払費用	3,559	3,582
未払法人税等	3,758	595
預り金	1,512	1,383
賞与引当金	2,171	1,920
役員賞与引当金	258	231
その他	622	639
固定負債	29,007	29,493
転換社債型新株予約権付社債	—	20,039
長期借入金	28,415	8,882
リース債務	135	137
繰延税金負債	—	14
その他	455	419
負債合計	106,715	101,990
純資産の部		
株主資本	140,953	96,121
資本金	33,575	23,557
資本剰余金	52,020	41,497
資本準備金	51,468	41,450
その他資本剰余金	552	46
利益剰余金	59,970	34,369
利益準備金	2,947	2,947
その他利益剰余金	57,022	31,421
固定資産圧縮積立金	1,328	1,330
繰越利益剰余金	55,694	30,091
自己株式	△4,613	△3,302
評価・換算差額等	556	2,427
その他有価証券評価差額金	553	2,442
繰延ヘッジ損益	2	△15
新株予約権	453	342
純資産合計	141,962	98,890
負債純資産合計	248,677	200,881

計算書類

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第78期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)		(ご参考) 第77期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	
	売上高		243,124	
売上原価		190,292		197,671
売上総利益		52,831		30,986
販売費及び一般管理費		26,303		25,705
営業利益		26,528		5,281
営業外収益				
受取利息	286		237	
受取配当金	3,648		9,111	
その他	158	4,093	230	9,579
営業外費用				
支払利息	272		237	
為替差損	615		1,181	
休止固定資産減価償却費	61		63	
その他	199	1,148	140	1,623
経常利益		29,473		13,238
特別利益				
固定資産売却益	31		28	
投資有価証券売却益	1,535	1,566	—	28
特別損失				
固定資産除売却損	166		172	
減損損失	77		124	
投資有価証券評価損	52		0	
本社移転費用	—		95	
その他	14	311	3	397
税引前当期純利益		30,729		12,869
法人税、住民税及び事業税	4,087		△127	
法人税等調整額	△1,413	2,673	△1,780	△1,907
当期純利益		28,055		14,777

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	23,557	41,450	46	41,497	2,947	1,330	30,091	34,369	△3,302	96,121
当期変動額										
転換社債型新株予約権付社債の転換	10,017	10,017		10,017						20,035
剰余金の配当							△2,454	△2,454		△2,454
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	2	—		—
当期純利益							28,055	28,055		28,055
自己株式の取得									△3,001	△3,001
自己株式の処分			△0	△0					59	59
株式交換による変動			505	505					1,631	2,137
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	10,017	10,017	505	10,523	—	△2	25,603	25,601	△1,310	44,831
当期末残高	33,575	51,468	552	52,020	2,947	1,328	55,694	59,970	△4,613	140,953

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,442	△15	2,427	342	98,890
当期変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換					20,035
剰余金の配当					△2,454
固定資産圧縮積立金の取崩					—
当期純利益					28,055
自己株式の取得					△3,001
自己株式の処分					59
株式交換による変動					2,137
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,889	17	△1,871	111	△1,760
当期変動額合計	△1,889	17	△1,871	111	43,071
当期末残高	553	2	556	453	141,962

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

太陽誘電株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平 井 清 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 今 井 仁 子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽誘電株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、職務の分担等)を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け情報の共有化に努めるとともに、取締役会の審議内容について検討を行いました。また、取締役、執行役員等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容を検証し、当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針についても、その内容を検討いたしました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条に基づく「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

太陽誘電株式会社 監査役会

常勤監査役 外丸 隆 ㊟

常勤監査役 中野 勝 薫 ㊟

常勤社外監査役 吉 武 一 ㊟

社外監査役 山 川 一 陽 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

日時 2019年6月27日(木曜日) 午後2時 [受付開始] 午後1時

会場 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
JPタワー ホール&カンファレンス (KITTE 4階) ホール

交通 JR東京駅 丸の内南口 徒歩1分
※駐車場の用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



JPタワー KITTE 外観

